

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6月22日
【会社名】	日本郵船株式会社
【英訳名】	Nippon Yusen Kabushiki Kaisha
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長・社長経営委員 内 藤 忠 顕
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【電話番号】	03 - 3284 - 5151
【事務連絡者氏名】	主計グループ長 河 邊 顕 子
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【電話番号】	03 - 3284 - 5151
【事務連絡者氏名】	主計グループ長 河 邊 顕 子
【縦覧に供する場所】	日本郵船株式会社横浜支店 (横浜市中央区海岸通三丁目9番地) 日本郵船株式会社名古屋支店 (名古屋市中区錦二丁目3番4号) 日本郵船株式会社関西支店 (神戸市中央区海岸通一丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

平成29年6月21日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

イ. 資本準備金及び利益準備金の額の減少に関する事項

1. 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金 151,691,857,047円のうち121,500,000,000円

利益準備金 13,146,867,258円

2. 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 121,500,000,000円

繰越利益剰余金 13,146,867,258円

ロ. 剰余金の処分に関する事項

1. 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 124,192,458,433円のうち122,500,000,000円

2. 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 122,500,000,000円

ハ. 準備金の額の減少及び剰余金の処分が効力を生じる日

平成29年6月22日

第2号議案 株式併合の件

イ. 株式併合を行う理由

全国証券取引所が推進している「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、当社株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することとし、これにあわせて、当社株式の売買単位の価格について証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）を維持するため、10株を1株にする株式併合を行うものです。

ロ. 株式併合の割合

当社の株式について、10株を1株に併合するもの。

ハ. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

ニ. 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

298,355,000株

第3号議案 定款一部変更の件

イ. 全国証券取引所が推進している「売買単位の集約に向けた行動計画」を踏まえて、平成29年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更し、現行定款第7条（単元株式数）に所要の変更を行うものです。また、第2号議案 株式併合の件の承認可決とその効力発生を条件として、定款変更したとみなされる内容を現行定款第5条（発行可能株式総数）に反映したものです。

ロ. 最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、代表取締役又は経営委員のうちから社長を選定できるようにするものです。また、経営委員のうちから社長を選定した場合に、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の代表取締役が株主総会の招集を行うことができるようにするなど、所要の変更を行うものです。

ハ. 現行定款第25条第2項と他の条項の記載を揃えるため、所要の変更を行うものです。

第4号議案 取締役11名選任の件

工藤泰三、内藤忠顕、田澤直哉、長澤仁志、力石晃一、丸山英聡、吉田芳之、高橋栄一、岡本行夫、片山善博及び国谷裕子の11氏を取締役に選任するものです。

第5号議案 監査役1名選任の件

平松宏氏を監査役に選任するものです。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意志の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件	1,212,670	13,350	294	可決 98.37%
第2号議案 株式併合の件	1,216,685	9,347	294	可決 98.69%
第3号議案 定款一部変更の件	1,213,188	12,838	294	可決 98.41%
第4号議案 取締役11名選任の件				
工藤 泰三	1,044,835	180,175	1,237	可決 84.75%
内藤 忠顕	1,057,069	167,940	1,237	可決 85.75%
田澤 直哉	1,135,862	89,155	1,237	可決 92.14%
長澤 仁志	1,136,292	88,725	1,237	可決 92.17%
力石 晃一	1,136,358	88,659	1,237	可決 92.18%
丸山 英聡	1,136,511	88,506	1,237	可決 92.19%
吉田 芳之	1,152,229	72,788	1,237	可決 93.46%
高橋 栄一	1,151,995	73,022	1,237	可決 93.44%
岡本 行夫	1,182,274	43,689	294	可決 95.90%
片山 善博	1,185,163	40,800	294	可決 96.13%
国谷 裕子	1,194,201	31,763	294	可決 96.87%
第5号議案 監査役1名選任の件				
平松 宏	1,156,165	69,834	294	可決 93.78%

(注) 1. 各議案の可決要件は以下のとおりです。

第1号議案

出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

第2号議案及び第3号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

第4号議案及び第5号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 上記の賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数は、事前行使分及び当日出席の株主のうち各議案の賛否等に関して確認できたもの数(以下「集計対象議決権」といいます。)について集計したものです。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

集計対象議決権の集計のみにより各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したためです。

以上